

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体に有料で広告を掲載する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広報媒体)

第2条 本会では、次の各号の広報媒体に有料で広告を掲載することができる。

- (1) 本会広報紙「川崎の社会福祉」
- (2) 本会ホームページ
- (3) その他本会会長（以下、会長という。）が認めたもの

(広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は本会の広報媒体の品位を損なわず、かつ次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 関係諸法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 内容が不明確、又は信憑性を欠いているもの
- (6) 私的な連絡事項、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (7) 広報媒体利用者、読者に損害を与える可能性があるもの
- (8) その他、本会の目的に照らし掲載することが好ましくないもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載期間、掲載枠、広告掲載料、画像、原稿等については別表のとおりとする。

(募集方法)

第5条 広告募集方法については、第2条の広報媒体ごとに、その性質に応じて、主管部署において定めるものとする。

(申込)

第6条 広告の掲載を希望する者は、前条の募集方法にしたがい、第1号様式にて本会会長あてに申込むものとする。

(決定)

第7条 常務理事は、前条の掲載申込があったときは、第3条各号に掲げる要件を踏まえて掲載の可否

を決定する。

(広告掲載の優先順位)

第8条 掲載を認めた広告の総数が掲載の上限枠数を超えた場合、次の優先順位により掲載を決めるものとする。

- (1) 会員及び協賛会員によるもの。
- (2) 複数号に渡る連続掲載のもの。
- (3) (1)(2)に該当しないものは抽選により優先順位を決めるものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 第6条の申込があったとき、第7条の可否ならびに第8条の優先順位による結果について、様式第2号にて広告の掲載を希望する者に通知する。

(広告掲載料の納入)

第10条 前条により通知され掲載を認められた者(以下「広告主」という。)は、指定する期日までに所定の広告掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、その責任及び負担において広告画像、原稿を作成し、本会が指定する期日、場所に提出する。

- 2 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとする。また、第三者から、広告に関連して損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告の内容等が、この要綱に抵触している、又は抵触するおそれがあると判断したときは、第7条の決定を経て広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 次の各号に該当する場合は、広告掲載の取り消しをすることができる。

- (1) 広告主が指定の期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
- (2) 広告主が前条の規定による広告の内容変更を行わないとき
- (3) その他会長が必要と判断したとき

(広告掲載申込の取り下げ)

第14条 広告主から取り下げの申し出があったときは、すでに媒体掲載が完了、又は掲載の中止が困難な場合を除き掲載を中止することができる。

(広告掲載料の還付)

第15条 第13条及び第14条により掲載を取り消し、又は取り下げたときは、広告掲載料は還付

しない。ただし、本会の都合により広告の掲載ができなくなったときは掲載の期間等に応じ還付することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年12月6日から施行する。

別表（第4条 広告の規格等）

媒体	広報紙「川崎の社会福祉」	ホームページ	その他
広告種類	紙面所定枠の広告	バナー広告	本会発行物の紙面所定枠の 広告
規格	A枠（縦5cm横5.8cm） *紙面1ページの1/15相当 B枠（縦5cm横12cm） *同2/15相当 C枠（縦5cm横18cm） *同3/15相当	サイズ 縦120ピクセル×横240ピクセル 画像形式 GIF形式、JPEG形式、 PNG形式のいずれか 容量 50Kバイト以内	媒体により都度定める。
期間・回数	年4回発行で発行1号ずつを 単位とする。	1日から月末の1ヶ月を単 位とし6ヶ月まで掲載可。	媒体により都度決定する
広告掲載料	1号掲載につき A枠 10,000円 B枠 20,000円 C枠 30,000円	5,000円/1ヶ月 20,000円/6ヶ月 30,000円/12ヶ月	広報紙「川崎の社会福祉」及 びホームページの広告掲載 料を基準とし、その都度定 める。
掲載位置・ 上限枠数	紙面2～8ページいずれか のページ下段（紙面構成に よる所定位置） *原則として1号あたりの 上限枠数は、「A枠」の6倍 を上限掲載量とする	トップページ画面下部	媒体により都度決定する